

感染症の予防及びまん延防止のための指針

上毛町地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

感染症等の発生、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者、家族及び職員の安全を確保するための体制を整備する。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のためのセンター内の組織に関する事項

感染症発症及びまん延防止等に取り組むことを目的に感染対策委員会（以下、「委員会」という。）設置する。

（1）委員会の設置及び開催

①設置の目的

センター内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②委員会の構成委員

所属長および管理者

感染対策の知識を有するもの

③委員会の開催

おおむね6月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④委員会の役割

ア）感染症予防体制の確立に関すること

イ）感染症防止対策に関する情報収集、整理、職員への周知

ウ）職員研修の企画、実施及び新任者に対する研修の実施

エ）感染症発生時の対応と報告

3. 平常時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

4. 発生時の対応

（1）センター内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。委員会はその内容及び対応について職員に周知する。

（2）速やかに上毛町へ報告する。

（3）感染拡大の防止について行政・保健所からの指示に従い、協議する。

- (4) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報発信する場合やセンターとして公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は利用者や家族等が自由に閲覧できるよう、センターに常設する。

令和6年3月12日